

第2章 個人の尊重と日本国憲法 3節 これからの人権保障

1 新しい人権①～産業や科学技術の発展と人権 教科書P60～61

◎社会の変化と「新しい人権」

日本国憲法には、さまざまな人権が規定されている。しかし、産業の発達や科学技術の発展、情報化の進展などにもなって、日本国憲法に直接的には規定されていない権利が主張されるようになった。このような権利は「」には、権や権、権利、の権利などがある。

◎環境権

私たちの生活にとって、きれいな空気や水、住みよい環境は欠かせない。ところが、高度経済成長期には、水俣病をはじめとするが深刻化した。経済成長が優先された結果、それにもなう環境汚染の悪影響が軽視されてしまった。そこで、良好な環境を求める権利として権が主張された。住居への日当たりを確保することを求める権もその一つである。

現在では、環境保全のために国や地方などの責務を定めた環境基本法が制定されている。また、大規模な開発事業を行う前に環境への影響を調査するも義務づけられている。

◎自己決定権

個人が自分の生き方や生活の仕方について自由に決定する権利を、という。この権利は、社会の発達にもなって人々の生き方が多様化する中で、主張されるようになってきた。

医療では、患者が治療方法などを自ら決定できるように、手術などの際には
(十分な説明に基づく同意)が求められる。自らの死後の臓器移植についての
も自己決定権を尊重するものである。

◎科学技術の発展と人権

科学技術の発展によって、近年、生命と人権に関する難しい課題も生まれている。

例えば、「尊厳ある死」のために延命治療をこばむ尊厳死や、たえがたい苦痛をとまなう不治の病に苦しむ人が医師の手を借りて死を選ぶ安楽死が、自己決定権として主張されているが、慎重な意見もある。遺伝子技術は、難病治療などに役立つことが期待されているが、生命の根幹に関わるため、学問の自由に任せてよいか議論されている。遺伝子が全く同じ個体を作り出すクローン技術については、人間のクローンを作ることは法律で禁止されている。また、遺伝子診断は、遺伝子を原因とする病気へのかかりやすさなどを知ることができますが、遺伝子を理由にした差別につながるかなどが心配されている。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| ①良好な環境を求める権利を何というか。 | (<input type="text"/>) |
| ②住居への日当たりを確保することを求める権利を何というか。 | (<input type="text"/>) |
| ③個人が自分の生き方や生活の仕方について自由に決定する権利を何というか。 | (<input type="text"/>) |

第2章 個人の尊重と日本国憲法 3節 これからの人権保障

2 新しい人権②～情報化の進展と人権 教科書P62～63

◎知る権利

国民が主権者として政治について判断するためには、政治に関わるさまざまな情報を手に入れて分析することが重要である。特に現代では、情報化の進展によって、たくさんの情報が国や地方に集まっている。そこで、これらの情報を手に入れる権利として、「」が認められるようになった。国や地方では（）が設けられ、人々の請求に応じて持っている情報を開示している。情報公開制度は（）で透明性の高い政治の実現に役立つ。

また、新聞やテレビなどの放送機関は、自ら取材などを通して情報を収集し広く伝えることで、国民の知る権利を支えている。このように、知る権利は（）の自由によって支えられている。

◎プライバシーの権利

人はだれでも、私生活において他人に知られたくない秘密を持っている。しかし、テレビや週刊誌などの（）の報道が、個人の私生活の秘密を公開してしまうことがある。このような報道によって、多くの人に秘密が知られてしまうことは、その人に大きな不利益をあたえる。そこで、個人の私生活に関する情報を公開されない権利として、「」が認められてきている。自分の顔や姿などを写真や動画に勝手に撮影したり、公表されたりしない権利である（）も、その一つである。

また、情報社会では、住所や電話番号だけでなく、病歴や信仰している宗教などの他人に知られたくない個人情報も、本人の知らない間に収集され、利用されることがある。そこで、国や地方、民間の情報管理者がこのような個人情報を慎重に管理するよう義務づける（）が設けられている。

◎インターネットと人権

インターネットの発達によって、だれもが簡単に情報を発信できるようになった。また、国や地方の情報を手に入れることも簡単になり、（）の実現に貢献している。

一方で、インターネットには（）の権利などを侵害する違法な情報が流出することも少なくない。自らの名前を明かさずに情報を発信することができるため、他人の（）を傷つける無責任な言論や差別的な表現も見られる。また、情報を簡単に複製できる反面、（）が十分に保護されていないなどの問題も生まれている。インターネットにおいてこれらの権利を守っていくための仕組みを整えていくことが求められている。

☆今日の要点をチェック！～今日の重要語句をまとめよう～

- | | |
|--|--------------------------|
| ①情報を手に入れる権利を何という？ | （ <input type="text"/> ） |
| ②国や地方公共団体は人々の請求に応じて持っている情報を開示している制度を何という？ | （ <input type="text"/> ） |
| ③個人の私生活に関する情報を公開されない権利を何という？ | （ <input type="text"/> ） |
| ④国や地方、民間の情報管理者が個人情報を慎重に管理するよう義務づける制度を何という？ | （ <input type="text"/> ） |

第2章 個人の尊重と日本国憲法 3節 これからの人権保障

3 グローバル社会と人権 教科書P64～65

◎人権保障の国際的な広がり

人権は、()で保障されていくべきものである。しかし、従来の人権保障は各国の国内で行われてきたため、国によって人権保障の在り方に差が生まれ、重大な人権侵害が起こってきた。そこで、国際連合(国連)が中心になって、1948(昭和23)年に()が、1966年には()が採択された。()は、条約ではありませんが、世界各国の人権保障の模範となっている。()は、条約として締約国に人権の保障を義務づけている。

そのほかにも、人権差別をなくすことを目的とする()条約や、女性差別をなくすための()条約、障がい者の権利を確保するための()条約などの条約がある。これらの条約は、締約国での人権保障の改善に大きく役立っている。例えば、日本でも、女性差別撤廃条約の採択を受けて、()法が制定されるなど、男女平等が前進した。

また、カナダなどのイヌイット、オーストラリアの()などの先住民族の権利を保障する努力も国際的に広がっている。2007(平成19)年には、国連「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。

今日では、世界規模で人権を保障するために、条約などに定められた人権の国際的な水準に基づいて、各国の人権保障の状況を監視し、差別を解消していくことが重要になっている。そこで、2006年には()が置かれ、加盟国の人権保障の状況について調査し、問題がある場合には改善するよう勧告している。

◎これからの社会と人権保障

グローバル化が進んだ今日では、さまざまな社会問題は地球規模で結び付いている。環境汚染は国境をこえて広がり、先進工業国と発展途上国の間の()は不法移民の増加につながっている。地球環境問題や貧困問題、難民問題の解決や、エイズへの取り組み、紛争やテロリズム、国際犯罪の防止などには国際的な協力が不可欠である。私たちには国際社会の一員として、地球全体で()が実現できるように努力することが求められている。

国際的な人権保障を実現するために、国境をこえて活動する非営利の民間組織である()(非政府組織)の活動も注目される。今日では、()がさまざまな国際会議に参加して世界各国の問題について訴え、条約の締結に影響を与えることも見られる。

☆今日の要点をチェック!～今日の重要語句をまとめよう～

- | |
|--|
| ①1966年、締約国に人権保障を義務付けた条約を何という? () |
| ②女性差別撤廃条約を受け、日本が1985年に制定した法律を何という? () |
| ③1948年に採択され、世界の人権保障の基準となった宣言を何という? () |